

危害予防規程届出 提出書類一覧 兼 チェックリスト

提出書類名		新規	変更	様式
<input type="checkbox"/>	① 危害予防規程届書（法第26条） ・第一種製造者は、危害予防規程を定め、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。 <一般則（規則63条）> 様式第32 危害予防規程届書 <液石則（規則61条）> 様式第31 危害予防規程届書 <コンビ則（規則22条）> 様式第13 危害予防規程届書 <冷凍則（規則35条）> 様式第20 危害予防規程届書	○	○	所定 様式
<input type="checkbox"/>	② 危害予防規程 ・危害予防規程において定めるべき事項は、「別紙1」を参照願います。	○	○	任意
<input type="checkbox"/>	③ 変更の明細を記載した書面 ・新旧対照表や、変更した内容の箇条書き、改正理由など	—	○	任意
留意 事項	・省令改正（平成30年経済産業省令第61号）により、令和元年9月1日より第一種製造者は、危害予防規程において「大規模地震の防災・減災対策」及び「津波浸水対策」を新たに追加する必要があります。 ・既に危害予防規程を届出ている事業所は、改正省令施行後、1年間の猶予期間（令和2年8月31日まで）が設けられております。 ・地震対策等において定めるべき事項については、「別紙2（地震）」、「別紙3（津波）」を参照願います。			

<届出に関する担当者>

会社名・所属：

氏名（ふりがな）

電話番号：

e-mail：

補正等が必要な場合、左記担当者あて連絡いたしますので、忘れず記入くださるようお願いします。

(別紙1)

危害予防規程に定めるべき事項

凡例：「○」は必須。「△」は対象事業所のみ。「－」は不要。

危害予防規程に定めるべき事項		一般則	液石則	コンビ則	冷凍則
<input type="checkbox"/>	① 製造施設の位置、構造、設備及び製造の方法の基準	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	② 保安管理体制及び保安統括者等の職務の範囲	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	③ 製造設備の安全な運転及び操作	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	④ 製造施設の保安に係る巡視及び点検	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑤ 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑥ 危険時の措置及び訓練	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑦ 大規模な地震に係る防災及び減災対策 <u>(別紙2参照)</u>	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑧ 協力会社の作業の管理	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑨ 従事者に対する危害予防規程の周知方法及び危害予防規程違反者に対する措置	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑩ 保安に係る記録	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑪ 危害予防規程の作成及び変更の手続き	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑫ その他災害の発生の防止のために必要な事項	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	⑬ <u>コンビナート等保安規則適用事業所は、製造施設を新設、変更する場合の安全審査（コンビ即適用事業所のみ）</u>	－	－	○	－
<input type="checkbox"/>	⑭ <u>大規模地震特別措置法の地震防災対策強化地域は、警戒宣言発令時の措置等</u>	－ *1	－	－ *1	－ *2
<input type="checkbox"/>	⑮ <u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域内の事業所は、津波からの避難、訓練、教育、広報</u>	△ *1	△	△ *1	△ *2
<input type="checkbox"/>	⑯ <u>日本海溝・千島海溝周辺海域海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の推進地域内の事業所は、津波からの避難、訓練、教育、広報</u>	－ *1	－	－ *1	－ *2
<input type="checkbox"/>	⑰ <u>津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定区域内の事業所は、津波に係る対策（避難、設備の安全な停止、防災教育、自治体への情報提供、容器の流出対策など）</u> <u>(別紙3参照)</u>	△	△	△	△

※⑭⑯については、沖縄県内の事業所は適用外（R2.4.1時点）

*1 不活性ガス又は圧縮空気の製造に係る事業所除く

*2 不活性ガスのみの製造に係る事業所除く

(別紙2)

大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして 危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示

※具体的対応策の例示については、あくまでも例示であり、事業所の状況により、追加・削除していただ
いてかまいません。

	規定すべき項目	具体的対応策の例示※
<input type="checkbox"/>	1.1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立	a) 事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報収集
		b) 地震等発生時における行動基準の策定
		c) 事業所の緊急時の防災体制と役割等の周知徹底
<input type="checkbox"/>	1.2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施	a) 地震発生時における情報周知訓練、製造装置の緊急停止措置訓練
		b) 地震発生時における避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練
		c) 関係事業所、行政機関、近隣住民等と協力した防災訓練、避難訓練
<input type="checkbox"/>	1.3 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認	a) 事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食糧や必需品の確保状況等の確認
		b) 消費期限等に伴う食糧等の更新
<input type="checkbox"/>	1.4 地震に対する事前及び事後対策の実施（特定の事業所向け）	地震に対する事前及び事後対策に関する実行計画を定める。
<input type="checkbox"/>	1.5 その他必要な教育訓練等の実施	a) 事業所の被災状況の関係行政機関への通報訓練
		b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
		c) 地震や津波の終息後における製造装置の被害状況確認訓練
		d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置

(別紙3)

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と 具体的対応策の例示

※具体的対応策の例示については、あくまでも例示であり、事業所の状況により、追加・削除していただ
いてかまいません。

	規定すべき項目	具体的対応策の例示※
□	1 事業所における津波の浸水想定高さ	本事業所における津波の浸水想定高さは〇m以上～〇m未満である。
□	2 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。	2-1 情報の入手方法 津波警報等の各種情報の入手手段の確保 2-2 情報の処理及び事業所内外の従業員、協力会社社員等への伝達方法等 津波警報等の各種情報の処理並びに事業所内外の関係者への伝達方法等に関する措置（緊急時の対応組織、情報の伝達方法など） 2-3 事業所内外の全従業員の津波からの避難 津波予測に応じた避難場所・避難経路の指定、避難指示の伝達方法、食料及び避難場所での必需品の確保
□	3 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。	高圧ガス設備、容器、タンクローリ等の安全確保の措置及び高圧ガス設備の緊急停止措置等に係る従業員の安全な避難を大前提とした手順等の確立 ① 緊急措置等の責任者及び不在時の代理者の権限の明確化 ② 判断基準 ③ 操作手順
□	4 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。	4-1 津波に対する心構え、緊急時の体制等 4-2 緊急措置訓練 4-3 避難訓練 4-4 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認 4-5 関係事業所等と協力した容器回収訓練 4-6 その他必要な教育訓練
□	5 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること <u>※当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。</u>	5-1 津波による高圧ガス製造施設の被害想定 1の津波浸水予測等を活用し、また、過去に発生した震災による被害状況を参考とした想定 5-2 都道府県等への情報提供 ① 評価をした被害想定等の情報についての都道府県及び市町村への提供のための措置 ② 近隣住民への被害想定に関する情報提供
□	6 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること <u>※当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。</u> <u>※冷凍則適用事業所は適用外</u>	6-1 容器、タンクローリ等の安全確保 津波浸水による容器の事業所外への流出防止対策、タンクローリの事業所外への流出防止、安全な場所への退避等の措置 6-2 津波浸水により事業所外へ流出した容器等の回収に係る措置 ① 都道府県、関係団体、関係事業所等との協力体制 ② 協力体制（流出容器の対処方法）の周知（通常時及び発災後）

(別紙3)

津波対策として危害予防規程に規定すべき項目と 具体的対応策の例示

※具体的対応策の例示については、あくまでも例示であり、事業所の状況により、追加・削除していただ
いてかまいません。

	規定すべき項目	具体的対応策の例示※
□	7 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。	7-1 高圧ガス製造施設の安全確保 ① 津波浸水による被害を防ぐための措置 ② 津波による浸水のおそれがある状況において、津波到達までの限られた時間で製造・入出荷設備を安全に停止又は漏洩等の被害を最小限にする等の措置 ③ 以下の保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策 a) 緊急遮断装置、b) 防消火設備、c) 通報設備、d) 防液堤、 e) その他
□	8 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。	8-1 津波後の製造施設の被害状況の確認 8-2 被害を受けた設備の応急措置